

別冊

東日本大震災により損害を受けた場合の所得税の取扱い(情報)

目 次

I	各種制度の概要	7
第1	所得税の減免措置等	7
1	所得税法の雑損控除及び災害減免法の概要	7
2	資産に係る損失の取扱い	9
3	大震災の被災者に係る税制上の特例措置	11
(1)	雑損控除の特例	11
(2)	雑損失の繰越控除の特例	11
(3)	災害減免法による所得税の減免の特例	11
(4)	被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等	13
(5)	純損失の繰越控除の特例及び繰戻し還付の特例	14
(6)	震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除	19
(7)	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間に係る特例	21
(8)	被災代替資産等の特別償却	23
(9)	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例	24
(10)	特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例	25
4	雑損控除の対象となる資産及び損失額の計算	26
5	見舞金等に関する取扱い	29
6	大震災に関する諸費用の取扱い	29-2
第2	予定納税額の減額申請、源泉徴収の徴収猶予	30
第3	納税の猶予	31
第4	申告・納付などの期限の延長	31
II	質疑応答編	32
第1	税制上の措置	32
1	大震災の被災者に対する税制上の措置	32
2	申告期限の延長等	33
3	青色申告承認申請書の提出期限	33
4	指定地域外へ転出	34
5	申告期限の延長等(具体的な手続き)	35
6	災害等のやんだ日	36
7	所得税法の雑損控除と災害減免法の税金の軽減免除の比較	37
第2	雑損控除(共通)	38
1	雑損控除の対象となる資産	38
2	雑損控除の対象となる資産(現金)	39
3	雑損控除の対象となる資産(自己と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する	

住宅)	39
4 雑損控除の対象となる資産(車両)	40
5 雑損控除の対象となる資産(別荘)	41
6 雑損控除の対象となる資産(店舗併用住宅)	42
7 雑損控除の対象となる資産(住宅用土地)	42
8 雑損控除の対象となる資産(住宅用土地の評価損)	43
9 雑損控除の対象となる資産(業務の用に供する貸付不動産)	44
10 適用対象者(非居住者)	45
11 災害関連支出の意義	45
12 災害関連支出(住宅の修繕費用)	46
13 災害関連支出(修繕費の区分)	47
14 災害関連支出(損失額の合理的な計算方法による計算の取扱い)	48
15 災害関連支出(墓石等の復旧費用)	49
16 災害関連支出(住宅の取壊し費用・地盛り費用・住宅の建設費用)	49-2
17 災害関連支出(液状化による損失の原状回復費用)	50
18 災害関連支出(家財の搬出費用・アパートの家賃)	51
19 災害関連支出(宿泊費用)	51
20 災害関連支出(青空駐車場の土盛り費用)	52
21 損害を補てんする保険金等の範囲	52
22 保険金等の金額が確定していない場合	53
22-2 被災直前の時価	53-2
22-3 本体損失と災害関連支出の区分(屋根瓦の一部が落下した場合(住宅本体について大きな損害がなかった場合))	53-3
22-4 本体損失と災害関連支出の区分(屋根瓦の大半が落下した場合(住宅本体について大きな損害があった場合))	53-4
23 「り災証明書」の必要性	54
24 家財のみに被害を受けた場合の「り災証明書」	54
第3 雑損控除における損失額の合理的な計算方法	55
1 損失額の合理的な計算方法(適用対象)	55
2 損失額の合理的な計算方法(概要)	55
3 1㎡当たりの工事費用の補正適用	56
4 住宅の構造が2種類以上である場合	56
5 住宅の損失額を計算する場合の総床面積の考え方(1)	57
6 住宅の損失額を計算する場合の総床面積の考え方(2)	58
7 門及び塀の損壊による損失額	58
8 被害割合の適用(主要構造部の範囲)	59
9 住宅の被害が軽微であった場合の家財の損失額の計算	59
10 マンションの被害に対する考え方	60

11	共用部分の修繕費を「修繕積立金」から支払った場合の取扱い	60
12	「家族構成別家財評価額」の適用(同一世帯に収入のある者が複数いる場合)	61
13	「家族構成別家財評価額」の適用(18歳以上か否かの判定時期)	62
14	「家族構成別家財評価額」の適用(生計を一にする親族数の判定)	62
15	被災資産に係る減価償却費の計算(耐用年数の基本的な考え方)	63
16	被災資産に係る減価償却費の計算(中古資産の耐用年数の考え方)	64
17	被災資産に係る減価償却費の計算(償却可能限度額の考え方)	65
18	被害割合の考え方(居住の見込みがなくなった場合)	66
19	被害割合の考え方(地下階が浸水した場合)	67
20	被害割合の考え方(海水が流れ込んだ場合)	67
21	被害割合の考え方(損壊+浸水の場合)	68
22	損失額の合理的な計算方法による計算と実額計算の併用	68
第3-2	原発事故による災害による損失に係る雑損控除	68-2
1	雑損控除の適用関係	68-2
2	雑損控除の適用時期	68-3
3	「損失額の合理的な計算方法」による損失額の計算①	68-4
4	「損失額の合理的な計算方法」による損失額の計算②	68-5
5	除染費用に係る取扱い	68-6
第4	災害減免法	69
1	災害減免法の適用	69
1-2	災害減免法と損失額の合理的な計算方法との関係	69-2
2	住宅又は家財の意義	70
3	扶養親族の所有する住宅	71
4	所得金額要件の判定	71
第5	雑損控除の特例等	72
1	東日本大震災の意義	72
2	雑損控除の震災特例法等の適用対象者	72-2
3	親族の判定時期	73
4	災害関連支出の支出時期	74
4-2	災害関連支出と更正の請求	74-2
5	店舗併用住宅の取扱い	75
6	雑損失の繰越控除の特例の概要	76
7	申告期限等の延長と震災特例法の適用関係	77
8	源泉所得税の徴収猶予との関係	78
9	繰越雑損失に係る源泉所得税の徴収猶予との関係	79
第6	事業所得等の取扱い	80
1	事業用資産等に生じた損失	80
2	被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例の適用対象者	80

3	被災事業用資産の損失に含まれる災害関連支出.....	81
4	被災事業用資産の特例等の部分的選択.....	82
5	純損失の繰越控除の特例における一定の要件.....	83
6	被災事業用資産の損失と繰戻し還付請求.....	85
7	被災事業用資産の損失と繰戻し還付請求(死亡した方).....	87
8	被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例等の会計処理.....	88
9	棚卸資産の寄附.....	89
9-5	補てんされる金額の取扱い.....	89-2
9-6	災害損失特別勘定.....	89-3
9-7	賃貸の用に供している建物の修繕費用.....	89-5
9-8	賃借権の放棄.....	89-6
10	損害賠償金の取扱い.....	90
11	農産物に生じた損失.....	91
12	未収穫農作物に係る損失の金額の計算.....	91
13	農業用固定資産が滅失した場合.....	92
14	農業用固定資産を修繕した場合.....	93
15	津波による田畑の被害.....	93
16	原子力発電所の事故による損失.....	94
17	風評被害による損失.....	94
18	家畜の損失.....	95
19	畜産用固定資産の損失.....	95
20	畜産用固定資産の修繕.....	96
21	津波による牧場等の損失.....	96
22	漁船等の損失.....	97
23	漁船等の修繕費用.....	97
第7	住宅借入金等特別控除の取扱い.....	98
1	住宅借入金等特別控除の取扱い(居住の用に供することができなくなった場合)	98
2	住宅借入金等特別控除の取扱い(一時的に居住の用に供していない場合).....	99
3	住宅借入金等特別控除等の適用期間に係る特例.....	100
第8	義援金・見舞金等.....	101
1	災害義援金.....	101
2	災害義援金の募集に係る確認手続き.....	102
3	見舞金を受け取った場合.....	104
3-2	日本赤十字社からの義援金の配分を受けた場合.....	104
4	震災関連寄附の税制上の措置.....	105
5	震災関連寄附金の具体的計算.....	106
6	災害見舞金に充てるための同業者団体等の分担金.....	107

第9	申告手続き等.....	108
1	手続き等を行う税務署.....	108
2	手続きに必要なもの.....	108
3	添付書類が手許にない場合.....	109
4	帳簿書類の喪失(所得税確定申告).....	109
5	帳簿書類の喪失(青色申告の特典).....	110
6	帳簿書類の喪失(消費税仕入税額控除).....	110
7	一般課税から簡易課税への変更.....	111
8	雑損控除の特例を受けるための手続き.....	112
9	雑損控除の特例を受けるための申告書の記載方法.....	113
10	特定雑損失の繰越控除を受ける旨の記載方法.....	114
11	災害減免法の特例を受けるための申告書の記載方法.....	115
12	被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等を受けるための手続き.....	116
13	被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等を受ける旨の記載方法.....	117
14	住宅借入金等特別控除の適用期間の特例の手続き.....	118
15	震災関連寄附金の添付書類.....	119
16	納税証明書の手数料.....	121
III	参考編.....	122
別表1	地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり).....	122
別表2	家族構成別家財評価額.....	123
別表3	被害割合表.....	123
◎	被災した住宅、家財等の損失額の計算書.....	124

平成24年12月3日改訂

＜省略用語例＞

この情報において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示します。

通法	国税通則法
所法	所得税法
消法	消費税法
措法	租税特別措置法
災免法	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律
災害減免法	
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号)
震災特例法附則	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律附則
通令	国税通則法施行令
所令	所得税法施行令
措令	租税特別措置法施行令
耐令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令
災免令	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令
震災特例令	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成 23 年政令第 112 号）
震災特例規則	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成 23 年財務省令第 20 号）
所基通	所得税基本通達
消基通	消費税法基本通達
相基通	相続税法基本通達
耐通	耐用年数の適用等に関する取扱通達
災免通	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（所得税関係）の取扱方について
措通	租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて

I 各種制度の概要

第1 所得税の減免措置等

1 所得税法の雑損控除及び災害減免法の概要

災害により、住宅や家財などに損害を受けたときは、所得税法に定める雑損控除の方法と、災害減免法に定める税金の軽減免除の方法のいずれか有利な方法を選択することによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

これらの概要は、次のとおりです。

	所得税法(雑損控除)	災害減免法								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産(棚卸資産、事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます。)(所法70③、72①、51①③)	住宅又は家財(災免法2)(※1、2)ただし、損害額(保険金などで補てんされる部分の金額を除きます。)が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。								
控除額又は所得税の軽減額	<p>控除額は、次の①と②のうちいずれか多い方の金額</p> <p>① 差引損失額(※) ー所得金額の10分の1 ※ 差引損失額＝損害金額－保険金などで補てんされる金額</p> <p>② 差引損失額のうち災害関連支出(※)の金額－5万円 ※ 災害関連支出とは、災害に関連して支出した金額で災害により滅失した住宅、家財を除去するための支出、土砂その他の障害物を除去するための支出、原状回復のための支出をいいます(所令206①②)。</p>	<p>軽減額は、次の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>その年分の所得金額</th> <th>所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年分の所得金額	所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1000万円以下	4分の1の軽減
その年分の所得金額	所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	<p>○ 手続きに際しては、大震災に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書が必要です。</p> <p>○ 損失額が、その年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。</p>	<p>○ 原則として、損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方に限られます。</p> <p>○ 手続きに際しては、「損失額の明細書」が必要です。</p>								

- ※1 災害減免法第2条に規定する「住宅」とは、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が常時起居する住宅をいい、必ずしも、生活の本拠であることを必要としません。たとえば、2か所以上の家屋に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が常時起居しているときは、そのいずれも「住宅」となります。また、常時起居している住宅に附属する倉庫、物置等の附属建物は、「住宅」に含まれます(災免通2)。
- ※2 災害減免法第2条に規定する「家財」とは、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する家財で、日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいいます(災免通4)。

平成23年6月21日改訂

2 資産に係る損失の取扱い

資産に係る損失の取扱いについては、その種類等の別に応じて、次のとおりとなります。

	資産の種類	損失の発生事由	損失の取扱い	翌年以後への繰越等	損失等の評価		
所得税法の規定	固定資産及び繰延資産	(1) 不動産所得、事業所得、山林所得を生ずべき事業の用に供される資産(事業用資産)	取壊し、除却、滅失(損壊による価値の減少を含む。)その他の事由	損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法 51①)。	1 青色申告者の場合、その年に純損失が生じたときはその純損失の金額は、その年の前年に繰り戻して還付の請求をするか、又はその年の翌年以後3年間に繰り越して総所得金額等の計算上控除される(所法 70①、140)。 2 白色申告者の場合、その年に純損失が生じ、かつ、その純損失の金額のうちに被災事業用資産の損失の金額があるときは、その部分の金額は翌年以後3年間に繰り越して総所得金額等の計算上控除される(所法 70②)。	1 その資産の取得費等を基礎として計算する。 2 家屋その他使用又は期間の経過により減価する資産については、償却費の累積額又は減価の額を控除して計算する。 3 昭和27年12月31日以前から引き続き所有している資産の取得費等については、昭和28年1月1日における相続税評価額に置きかえる。 4 保険金、損害賠償金等により補てんされる部分の金額は除かれる(所法 51、62、所令 142、143、178)。	
		(2) 生活に通常必要でない資産	災害、盗難、横領	損失の生じた日の属する年分の総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除される(所法 62)。	損失の生じた日の属する年分の総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除しきれない部分の金額は、その翌年分の総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除される(所法 62)。		
			災害、盗難、横領以外の事由	課税上、考慮されない。			
		(3) 不動産所得、雑所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産(1)(2)及び(6)に該当するものを除く)	災害、盗難、横領	1 損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額(その損失の金額を必要経費に算入しないで計算した金額)を限度としてその年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法 51④)。 又は、 2 雑損控除として、損失の生じた日の属する年分の総所得金額等から控除される(所法 72)。	1 なし 2 損失の生じた日の属する年分の総所得金額等から控除しきれなかった部分の金額は、雑損失の金額としてその年の翌年以後3年間に繰り越して総所得金額等の計算上控除される(所法 71)。	1 固定資産の事業用のもの場合と同じ。 2 (1) 損失の生じた日の時価により計算する (2) 保険金、損害賠償金等により補てんされるものは除かれる(所法 72、所令 206)。	
			災害、盗難、横領以外の事由	損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額(その損失の金額を必要経費に算入しないで計算した金額)を限度としてその年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法 51④)。	なし	固定資産の事業用のもの場合と同じ。	

	(4) 上記以外の資産(業務に係るものを除く)	災害、盗難、横領	雑損控除として、損失の生じた日の属する年分の総所得金額等から控除される(所法72)。	損失の生じた日の属する年分の総所得金額等から控除しきれなかった部分の金額は、雑損失の金額としてその年の翌年以後3年間に繰り越して総所得金額等の計算上控除される(所法71)。	1 損失の生じた日の時価により計算する。 2 保険金、損害賠償金等により補てんされるものは除かれる(所法72、所令206)。
		災害、盗難、横領以外の事由	課税上、考慮されない。		
	(5) 棚卸資産	事由を問わない	損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法37、47、所令104)。	固定資産の事業用のものの場合と同じ。	期末棚卸資産の評価を通じて計算する(所法47)。ただし、棚卸資産の災害による損失を翌年以後に繰り越す場合における損失額は、被災直後の取得価額を基として計算する(所法70②)。
(6) 山林	災害、盗難、横領	損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法51③)	同上	固定資産の事業用のものの場合と同じ。	
災害減免法の規定	住宅及び家財	災害	○所得金額の合計額が500万円以下の場合 …所得税全額免除 ○500万円を超え750万円以下の場合 …所得税50%軽減 ○750万円を超え1,000万円以下の場合 …所得税25%軽減(災免法2)	なし	1 損失の生じた日の時価により計算する。 2 保険金、損害賠償金等で補てんされるものは除かれる。 (災免令1)

3 大震災の被災者に係る税制上の特例措置

東日本大震災(以下 I において「大震災」といいます。)の被災者等の負担の軽減を図る等のため、所得税法その他の国税関係法律の特例を定めた「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号)」が平成 23 年 4 月 27 日に公布・施行されました(震災特例法 1、2)。

(注)「東日本大震災」とは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいいます(震災特例法 2 ①)。

この震災特例法においては、所得税法関係では次の特例が措置されました。

(1) 雑損控除の特例

イ 概要

住宅や家財などについて大震災により生じた損失の金額について、納税者の選択により、平成 22 年において生じた損失の金額として、平成 22 年分の所得税において雑損控除の規定を適用することができることとされました(震災特例法 4、所法 72)。

(注 1) 損失の金額には、大震災に関連して支出したやむを得ない支出を含みます。

また、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額は差し引きます。

(注 2) この特例により平成 22 年分の所得税において適用を受けた雑損控除に係る損失の金額は、平成 23 年分の所得税については、平成 23 年において生じなかったものとみなされます。

ロ 手続き

この特例の適用を受ける場合には、平成 22 年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受ける旨の記載をしなければなりません。

また、この法律の施行の日(以下「施行日」といいます。)前に平成 22 年分の所得税につき確定申告書を提出した方は、施行日から 1 年間、この特例の適用を受けるための更正の請求をすることができます(震災特例法附則 2)。

(2) 雑損失の繰越控除の特例

大震災による雑損失の金額について、繰越控除の期間が 5 年間(所得税法：3 年間)とされました(震災特例法 5、所法 71)。

(3) 災害減免法による所得税の減免の特例

イ 概要

住宅又は家財について大震災により甚大な被害を受けた方で、上記(1)の雑損控除の特例の適用を受けない場合には、その方の選択により、その被害を平成 22 年において受けたものとして、災害減免法の規定による税金の軽減免除の規定を適用することができることとされました(震災特例法 49、災免法 2)。

(注) この特例により、平成 22 年分の所得税において災害減免法の適用を受けたときは、平成 23 年分の所得税については、平成 23 年において大震災による被害を受けなかつ

たものとみなされます。

ロ 手続き

この特例の適用を受ける場合には、平成 22 年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載しなければなりません（震災特例令 38）。

また、施行日前に平成 22 年分の所得税につき確定申告書を提出した方は、施行日から 1 年間、この特例の適用を受けるための更正の請求をすることができます（震災特例法附則 2）。

(4) 被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等

イ 棚卸資産について大震災により生じた損失の金額（以下「棚卸資産震災損失額」といいます。）について、納税者の選択により、平成 22 年において生じたものとして、平成 22 年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入できるとされました(震災特例法 6 ①)(注 1・2)。

ロ 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産について、大震災により生じた損失の金額（以下「固定資産震災損失額」といいます。）については、納税者の選択により、平成 22 年分において生じたものとして、平成 22 年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入することとされました(震災特例法 6 ②、所法 51①)(注 2・3)。

ハ 山林について大震災により生じた損失の金額（以下「山林震災損失額」といいます。）について、納税者の選択により、平成 22 年分において生じたものとして、平成 22 年分の事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入することとされました(震災特例法 6 ③、所法 51③)(注 2・3)。

ニ 不動産所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供され、又はこれらの所得の基因となる資産について大震災により生じた損失の金額（以下「業務用資産震災損失額」といいます。）について、納税者の選択により、平成 22 年分において生じたものとして、平成 22 年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入することとされました(震災特例法 6 ④、所法 51④)(注 2・3)。

ホ 手続き

上記イからニまでの特例の適用を受ける場合には、平成 22 年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受ける旨及びこれらの規定により必要経費に算入される金額を記載しなければなりません(注 4)。

(注 1) 棚卸資産震災損失額には、大震災に関連して支出したやむを得ない支出を含みません。

また、棚卸資産震災損失額のうち保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額は平成 22 年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとされました(震災特例令 5 ②)。

(注 2) この特例により平成 22 年分の必要経費に算入した棚卸資産震災損失額、固定資産震災損失額、山林震災損失額及び業務用資産震災損失額は、平成 23 年分の所得税については、平成 23 年において生じなかったものとみなされます。

(注 3) 固定資産震災損失額、山林震災損失額及び業務用資産震災損失額には、大震災に関連して支出したやむを得ない支出を含みます。

また、これらの損失額について、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引きます。

(注 4) 施行日前に平成 22 年分の所得税につき確定申告書を提出した方は、施行日から 1 年間、この特例の適用を受けるため更正の請求をすることができます(震災特例法附則 2)。

(5) 純損失の繰越控除の特例及び繰戻し還付の特例

イ 青色申告者が、大震災により生じた損失の金額を、被災事業用資産の必要経費算入に関する特例(上記(4)イからハマで)を適用して、平成22年分の事業所得の金額等の計算上必要経費に算入した場合に、平成22年において純損失の金額が生じたときは、被災事業用資産の損失も含めて、平成21年分の所得への繰戻し還付ができます(震災特例法6、所法140、142)。

この特例の適用を受ける場合には、被災事業用資産の必要経費算入に関する特例の適用を受けるための確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出と同時に、繰戻し還付請求書を提出しなければなりません(震災特例令8①)。

ロ 事業資産震災損失額又は不動産等震災損失額を有する方の平成23年において生じた純損失の金額のうち、次に掲げるものの繰越期間が5年間(所得税法：3年間)とされました(震災特例法7、震災特例令9、所法70)(注1)。

① その有する事業用資産等(土地等を除きます。)のうちに、事業資産震災損失額又は不動産等震災損失額の占める割合が10%以上である方…次に掲げる純損失の金額

i 青色申告者…平成23年分の純損失の金額(以下「平成23年純損失金額」といいます)

ii 白色申告者…平成23年分の純損失の金額のうち、次の金額の合計額に達するまでの金額(以下「平成23年特定純損失金額」といいます。)

(a) 変動所得の計算上生じた損失の金額

(b) 被災事業用資産の損失の金額

② ①以外の方…被災事業資産震災損失による純損失の金額(以下「被災純損失金額」といいます。)(注2)

(注1) 「事業資産震災損失額」とは、その方の棚卸資産震災損失額及び事業所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産の大震災による損失の金額の合計額をいい、「不動産等震災損失額」とは、その者の不動産所得又は山林所得の事業の用に供される事業用固定資産の大震災による損失の金額の合計額をいいます(震災特例法7④四、五)。

事業用資産震災損失額及び不動産等震災損失額には、大震災に関連して支出したやむを得ない支出を含みます。

また、これらの損失額について、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引きます。

(注2) 「被災純損失金額」とは、その年において生じた純損失の金額のうち、被災事業用資産震災損失合計額に達するまでの金額をいいます(震災特例令9②)。

被災事業用資産震災損失合計額とは、棚卸資産震災損失額、固定資産震災損失額及び山林震災損失額の合計額(上記①ii(a)の損失の金額に該当するものを除きます。)をいいます。

ハ 平成23年以外の年において次のような場合に生じる被災純損失金額について、繰越期間が5年間とされました。

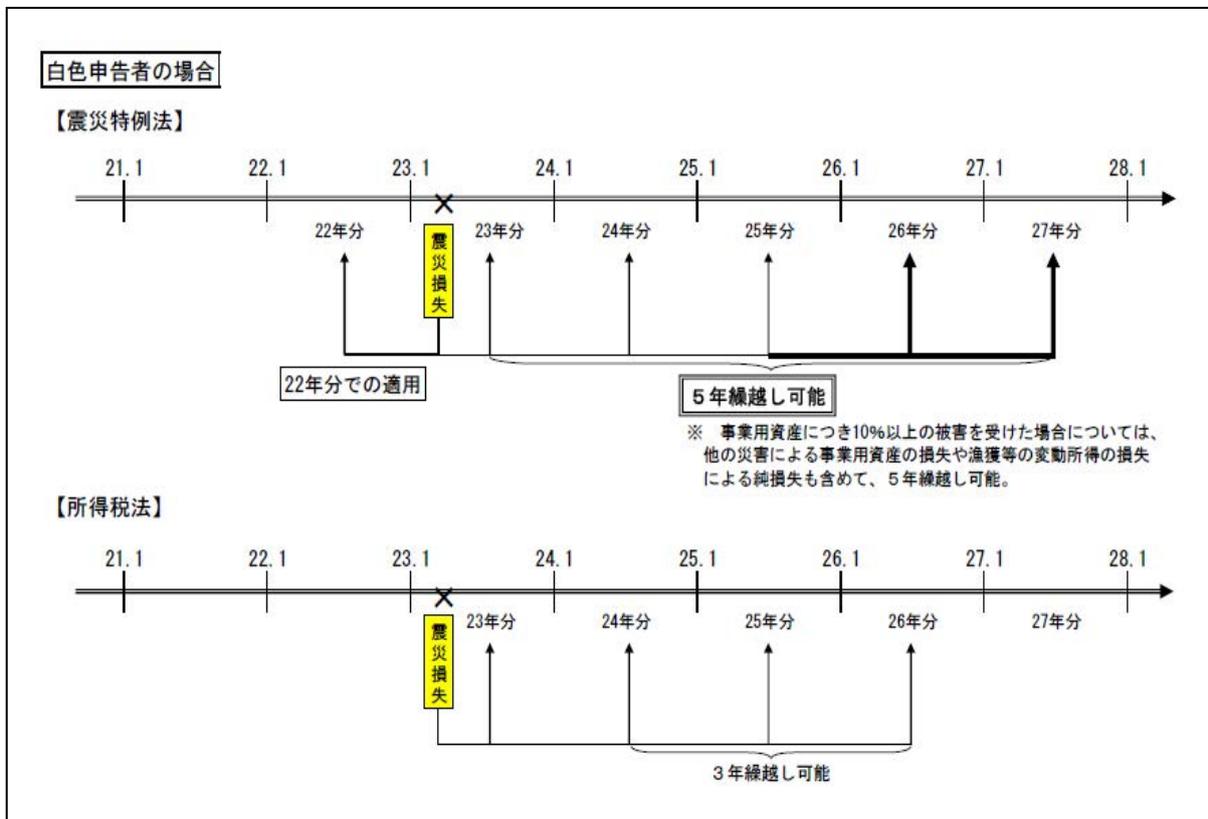
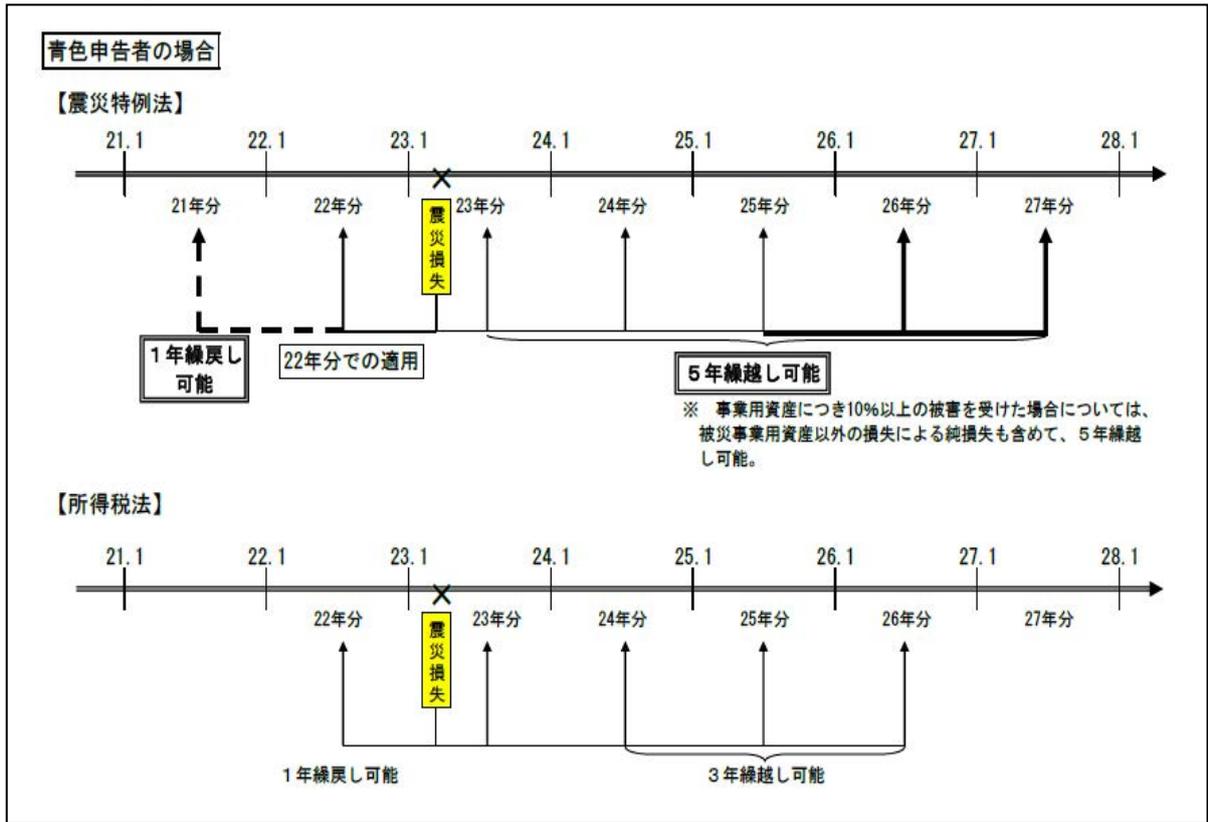
① (4)イからハマまでの特例を適用して平成22年において大震災による損失の金額が生じたものとした場合に、平成22年において生じた被災純損失金額

- ② 平成 24 年以後の年において大震災に関連したやむを得ない支出をした場合に生じた損失の金額により、その年において生じた被災純損失金額

【参考：所得税法の制度】

- 1 確定申告書を提出する居住者の青色申告書を提出した年において生じた純損失の金額がある場合には、その純損失の金額に相当する金額(純損失の繰戻しによる還付により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除きます。)は、その年分の翌年以後 3 年間繰り越すことができます(所法 70①)。
- 2 確定申告書を提出する居住者のその年において生じた純損失の金額(上記 1 の適用を受けるもの及び純損失の繰戻しによる還付により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除きます。)のうち、次に掲げる損失の金額がある場合には、その損失に係る純損失の金額に相当する金額は、その年分の翌年以後 3 年間繰り越すことができます(所法 70②)。
 - i 変動所得の金額の計算上生じた損失の金額
 - ii 被災事業用資産の損失の金額

【イメージ】



【参考1】平成23年において生じた純損失の金額の繰越期間の特例【震災特例法7①～③】

	平成23年分の 申告の態様	青色申告者の場合 (震災特例法7①)	白色申告者の場合 (震災特例法7②)
要件を満たす 方(注1)	損失の 繰越期間	対象となる純損失の金額	
	5年間 (注2)	平成23年純損失金額(注3)	平成23年特定純損失金額(注3)
要件を満たさ ない方	平成23年分の 申告の態様	青色申告者・白色申告者の場合 (震災特例法7③)	
	損失の 繰越期間	対象となる純損失の金額	
	5年間	A：平成23年の被災純損失金額(注3)	
	3年間	繰越控除の対象となる純損失の金額(注4)のうち、 A以外の純損失の金額	

(注1) 要件を満たす方とは、上記(5)ロ①の要件を満たす者をいいます。

(注2) 要件を満たす方については、上記(5)ロの特例により、所得税法に基づき繰越控除の対象となっている純損失の金額に対する繰越期間が、3年間から5年間に延長されることとなります。なお、繰越控除の対象となる純損失の金額の範囲は、その純損失の生じた年において青色申告者である場合と白色申告者である場合とで異なっていることから、対象となる金額が「平成23年純損失金額」と「平成23年特定純損失金額」とに区分されています。

(注3) 「平成23年純損失金額」、「平成23年特定純損失金額」、「被災純損失金額」は、それぞれ(5)の純損失の金額をいいます。

(注4) 繰越控除の対象となる純損失の金額の範囲は、その純損失の生じた年において青色申告者である場合と白色申告者である場合とで異なっています(所法70①②)。前記【参考：所得税法の制度】を参照してください。

【参考 2】(4)の被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例を適用した場合【震災特例法 7 ①～③】

要件を満 たす方	平成 23 年分の 申告態様		青色申告者の場合 (震災特例法 7 ①)	白色申告者の場合 (震災特例法 7 ②)
	損失 発生年	繰越 期間	対象となる純損失の金額	
	平成 22 年	5 年間	A:平成 22 年の被災純損失金額	B:平成 22 年の被災純損失金額
		3 年間	繰越控除の対象となる純損失の金 額のうち、A 以外の純損失の金額	繰越控除の対象となる純損失の金額 のうち、B 以外の純損失の金額
平成 23 年	5 年間	平成 23 年純損失金額	平成 23 年特定純損失金額	
要件を満 たさない 方	平成 23 年分の 申告態様		青色申告者・白色申告者の場合 (震災特例法 7 ③)	
	損失 発生年	繰越 期間	対象となる純損失の金額	
	平成 22 年	5 年間	C:平成 22 年の被災純損失金額	
		3 年間	繰越控除の対象となる純損失の金額のうち、C 以外の純損失の金額	
平成 23 年	5 年間	D:平成 23 年の被災純損失金額		
	3 年間	繰越控除の対象となる純損失の金額のうち、D 以外の純損失の金額		

(注) 【参考 1】(注 1)から(注 4)までを参照してください。

(6) 震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除

イ 震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例

① 概要

個人が、平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 12 月 31 日までの期間(以下「指定期間」といいます。)内に、震災関連寄附金を支出した場合における平成 23 年から平成 25 年までの各年分の寄附金控除については、その者のその年分の総所得金額等の 80% (所得税法：40%)相当額を限度とすることとされました(震災特例法 8 ①、所法 78)。

(注) 「震災関連寄附金」とは、国又は著しい被害の発生した地方公共団体に対する寄附金及び大震災に関連する指定寄附金をいいます。

② 所得控除額の計算

寄附金控除額＝ 震災関連寄附金以外の寄附金の額の合計額(※1) + 震災関連寄附金の額の合計額	－ 2 千円
(※2)	
※1 所得金額の 40%相当額を限度とします。	
※2 所得金額の 80%相当額を限度とします。	

③ 手続き

震災関連寄附金について、寄附金控除の特例の適用を受ける場合には、確定申告書にこの控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、震災関連寄附金の明細書並びに震災関連寄附金を受領した旨(震災関連寄附金である旨を含む。)、震災関連寄附金の額及び震災関連寄附金を受領した年月日を証する書類の提示又は添付する必要があります(震災特例規則 2 ①、所規 47 の 2③)。

ロ 特定震災指定寄附金を支出した場合の所得税額の特別控除

① 概要

個人が指定期間内に支出した特定震災指定寄附金(注)については、その年中に支出したその特定震災指定寄附金の額の合計額が 2 千円を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の 40%に相当する金額を控除できるとされました(震災特例法 8 ②)。

この場合において、その控除する金額が、その方のその年分の所得税の額の 25%に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、その 25%に相当する金額が限度となります。

(注) 「特定震災指定寄附金」とは、震災関連寄附金のうち、被災者の救援又は生活再建の支援を行う活動に必要な資金に充てられる寄附金(認定 N P O 法人(その募集に際し国税局長の確認を受けたもの)に限り)又は社会福祉法人中央共同募金会に

対して支出するものに限られ、上記イの適用を受けるものを除きます。)をいいます。

② 税額控除額の計算

寄附金税額控除額＝

次の i と ii のいずれか少ない金額(100 円未満の端数切捨て)

i (特定震災指定寄附金の額の合計額(※1)－2 千円(※2))×40%

ii 所得税の額の 25%に相当する金額

※1 所得金額の 80%相当額を限度とします。ただし、特定震災指定寄附金以外の寄附金がある場合には、所得金額の 80%相当額からその寄附金の額を控除した残額を限度とします。

※2 特定震災指定寄附金以外の寄附金がある場合には、2 千円からその寄附金の額を控除した残額とします(その寄附金の額が 2 千円以上の場合は「0」となります。)

③ 手続き

特定震災指定寄附金について、税額控除の適用を受ける場合には、確定申告書にこの控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、その金額の計算に関する明細書及び特定震災指定寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類(その特定震災指定寄附金を支出した者の氏名及び住所の記載があるものに限ります。)を確定申告書に添付する必要があります(震災特例規則 2 ②)。

i その寄附金の額

ii その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日

iii その寄附金が、震災関連寄附金である旨及び被災者支援活動の資金に充てられるものである旨

iv その寄附金を受領した法人の名称

大震災に関する寄附金の取扱いについて、詳しくは、「東日本大震災に係る義援金等に関する税務上(所得税、法人税)の取扱いについて」(国税庁ホームページに掲載しています。)をご覧ください。

平成 23 年 6 月 21 日改訂

(7) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間に係る特例

イ 概要

住宅借入金等特別控除の適用を受けていた個人のその居住の用に供していた家屋が大震災により被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった場合において、その居住の用に供することができなくなった日の属する年の翌年以後の各年において、住宅借入金等の金額を有するときは、残りの適用期間について引き続き住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされました(震災特例法 13①②、震災特例令 15、措法 41①③⑤、41 の 3 の 2)。

(注 1) 特例の対象となる「住宅借入金等特別控除」には、住宅借入金等特別控除(措法 41 ①)のほか、住宅借入金等特別控除に係る控除額の特例(措法 41③)、認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例(措法 41⑤)及び特定増改築等住宅借入金等特別控除(措法 41 の 3 の 2)が含まれます。

(注 2) 「住宅借入金等の金額」には、住宅ローン控除の対象となる住宅借入金等の金額、住宅借入金等特別控除に係る控除額の特例の対象となる特例住宅借入金等の金額、認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例の対象となる長期優良住宅借入金等の金額又は特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等住宅借入金等の金額が含まれます。

(注 3) 転勤の命令その他やむを得ない事由により居住の用に供しなくなった後、その事由が解消し再び居住の用に供したことにより、「再び居住の用に供した場合の再適用の特例」を受けていた個人の居住用家屋について大震災により被害を受けた場合もこの特例の対象です。

ロ 手続き

この特例の適用を受ける場合の手続きは、通常の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けるための手続きと同じです。

なお、年末調整で住宅借入金等特別控除を受けるための「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」(適用 2 年目)又は「給与所得者の(特定増改築等住宅借入金等特別控除申告書」(適用 3 年目以降)が税務署から送付され、お手許にある場合は、その証明書又は申告書を「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」と一緒に給与支払者に提出することにより年末調整でこの特例を適用できます。

【参考：租税特別措置法の制度】

- 1 住宅借入金等特別控除は、この控除を受ける年の12月31日まで引き続き取得等した家屋に居住していることが必要とされていますが、その年においてその方が死亡した場合や災害によりその家屋に居住することができなくなった場合には、これらの日まで引き続き居住の用に供していれば、その年分についてこの控除を適用することができます(措法 41 ①)。
- 2 災害により家屋の一部が損壊し、その損壊部分の補修工事等のため一時的に居住の用に供しない期間がある場合には、このような期間も引き続き居住の用に供しているものとして取り扱われます(措通 41-2 (2))。

【住宅借入金等特別控除の適用関係(イメージ)】



(8) 被災代替資産等の特別償却

平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、大震災により事業の用に供することができなくなった建物(附属設備を含みます。)、構築物、機械装置若しくは一定の船舶、航空機若しくは車両運搬具(二輪車等を含みます。)の代替資産の取得等をして、これをその事業の用に供した場合又は建物、構築物若しくは機械装置の取得等をして、これを被災区域(東日本大震災により滅失をした建物等の敷地等の区域をいいます。以下同じです。)内においてその事業の用に供した場合には、これらの減価償却資産(以下「被災代替資産」といいます。)の取得価額に、次の区分ごとに、次の償却率を乗じた金額の特別償却ができることとされました(震災特例法 11、震災特例令 13)。

この適用を受ける場合には、確定申告書に特別償却により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、被災代替資産等の償却費の額の計算に関する明細書を添付しなければなりません。

取得等の時期 被災代替 資産等の区分	平成 23 年 3 月 11 日から 平成 26 年 3 月 31 日まで の間	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日ま での間
(1) 建物又は構築物	15% (18%)	10% (12%)
(2) 機械及び装置	30% (36%)	20% (24%)
(3) 船舶、航空機又 は車両及び運搬具	30% (36%)	20% (24%)

※ かつこ内は中小企業者等(「常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人」をいいます。)が取得等をする場合の償却率です。

平成 23 年 12 月 27 日改訂

(9) 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例

イ 概要

個人が、平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、事業の用に供している一定の資産(以下「譲渡資産」といいます。)の譲渡をした場合において、その譲渡の日の属する年の12月31日までに、その譲渡資産に対応する一定の資産(以下「買換資産」といいます。)の取得をし、その取得の日から1年以内にその買換資産をその個人の事業の用に供したとき、又は供する見込みであるときは、課税を繰り延べること(繰延割合100%)ができることとされました(震災特例法12①)。

また、買換資産は、譲渡した年中に取得したもののほか、①譲渡した年の前年中に取得して税務署長に届け出したものや、②譲渡した年分の確定申告において、譲渡した年の翌年中に取得する見込みである旨の申告を行ったものについても、課税を繰り延べることができます(震災特例法12③、④)。

	譲 渡 資 産	買 換 資 産
①	被災区域である土地等又はこれらとともに譲渡をするその土地の上にある建物若しくは構築物(平成23年3月11日前に取得がされたものに限られます。)	国内にある土地等又は国内にある事業の用に供される減価償却資産
②	被災区域外の区域(国内に限ります。)にある土地等、建物又は構築物	被災区域である土地又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産

(注) 「被災区域」とは、大震災により滅失(通常の修繕によっては現状回復が困難な損壊を含みます。)をした建物等の敷地及びその建物等と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます(震災特例法11①)。

ロ 譲渡所得の金額の計算

譲渡所得の金額の計算は、具体的には次のとおりとなります(震災特例法12①、同令14④)。

(イ) 譲渡資産の譲渡価額 ≤ 買換資産の取得価額 の場合
譲渡はなかったものとされます。

(ロ) 譲渡資産の譲渡価額 > 買換資産の取得価額 の場合
譲渡所得の金額 = 収入金額 - 取得費等

※収入金額 = 譲渡資産の譲渡価額(A) - 買換資産の取得価額(B)

※取得費等 = (譲渡資産の取得費 + 譲渡費用) × $\frac{A - B}{A}$

ハ 手続き

この適用を受ける場合には、確定申告書にこの特例の適用を受けようとする旨の記載をするとともに、①「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算書)」、②買換資産の「登記事項証明書」などその資産の取得を証する書類及び③「被災証明書」、「閉鎖建物登記事項証明書」など譲渡資産又は買換資産が被災区域内にあることを明らかにする書類を添付しなければなりません(震災特例法12⑤、震災特例規則4)。

また、上記イの①の譲渡した年の前年中に取得した資産を買換資産とする場合には、買換資産の取得の日の属する翌年3月15日までに「先行取得資産に係る買換えの特例の適用

に関する届出」の提出をしなければなりません(震災特例法12③)。

(10) 特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例

個人が、平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、上記(9)のイの表の譲渡資産とこれに対する買換資産との交換を行った場合などにおいても、上記(9)と同様の要件の下、課税を繰り延べること(繰延割合100%)ができることとされました(震災特例法12⑦)。

4 雑損控除の対象となる資産及び損失額の計算

(1) 雑損控除の対象となる資産の範囲

雑損控除の対象となる資産は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が有する生活に通常必要な住宅や家財などの資産です(所法 72①)。

なお、次に掲げる資産は雑損控除の対象とはなりません。

イ 生活に通常必要でない資産等(所令 25、178)

- ① 競走馬その他射こう的行為の手段となる動産
- ② 居住の用に供しない住宅で主として趣味、娯楽又は保養の用に供するもの、その他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産
- ③ 1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう及び美術工芸品並びに生活に通常必要でない動産

ロ 棚卸資産

ハ 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産、繰延資産

ニ 山林

(2) 損失額の計算

損失額は、その損失が生じた時の直前におけるその資産の価額(被災直前の資産の時価)を基として計算します(所令 206③)。

(注) 保険金、共済金及び損害賠償金等で補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります。

災害に関連して支出した金額で、原状回復のための支出の部分の額と資本的支出の部分の額とに区分することが困難なものについては、その支出した金額の30%に相当する額を原状回復のための支出の部分の額とし、残余の額(70%に相当する額)を資本的支出の部分の額とすることができます(所基通 72-3)。

【損失額の合理的な計算方法】

大震災により損害を受けた資産について、個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の計算方法(以下「損失額の合理的な計算方法」といいます。)により計算して差し支えありません。

ただし、損失額の合理的な計算方法による損失額が実態にそぐわない場合には、個々の具体的事案に妥当する損失額となるよう計算を行います。

損失額の合理的な計算方法の概要は次のとおりです。

なお、具体的な計算に当たっては、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」(Ⅲ参考編参照)を用いてください。

イ 損失の金額計算に当たっての資産の区分

損失の金額は、次の資産の区分に応じ計算します。

- ① 住宅
- ② 家財(家具、什器、衣服、書籍、暖房装置、冷房装置などの生活に通常必要な動産で、
- ③を除きます。)

③ 車両

ロ 住宅に対する損失額の計算

① 取得価額が明らかな場合

住宅の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

(注1) 減価償却費の計算における耐用年数については、所得税法施行令第85条(非事業用資産の減価の額の計算)の規定に準じて、住宅等の種類に応じた耐用年数を1.5倍した年数により旧定額法により計算します(以下同じです。)

(注2) 保険金、共済金及び損害賠償金等で補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります(以下同じです。)

(注3) 被害割合については、被害状況に応じて、Ⅲ参考編の別表3「被害割合表」により求めた被害割合とします(以下同じです。)

(注4) 損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用(修繕費)が含まれます(以下同じです。)

② ①以外の場合

住宅の所在する地域及び構造の別により、Ⅲ参考編の別表1「地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)」により求めた住宅の1㎡当たりの工事費用に、その住宅の総床面積(事業用部分を除く。)を乗じた金額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = [(\text{1㎡当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費}] \times \text{被害割合}$$

(注) Ⅲ参考編の別表1「地域別・構造別の工事費用表」について、該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合又は値が存しない場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用として差し支えありません。

ハ 家財に対する損失額の計算

① 取得価額が明らかな場合

各家財の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② ①以外の場合

家族構成等の別によりⅢ参考編の別表2「家族構成別家財評価額」により求めた家族構成別家財評価額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家財評価額} \times \text{被害割合}$$

二 車両に対する損失額の計算

生活に通常必要な車両に限り、その車両の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に被害割合を乗じた金額とし

ます。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

(注) 車両は、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。

生活に通常必要であるかどうかについては、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、専ら通勤に使用していることなど、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することになります。

5 見舞金等に関する取扱い

(1) 個人が見舞金、災害義援金等を受け取った場合

個人が支払を受ける見舞金や災害義援金等(以下「見舞金等」といいます。)で、その金額がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものについては、課税しないものとされています(所法9①十六、十七、所令30、所基通9-23、相基通21の3-9)。

見舞金等は、一般的には、損失の金額の補てんに充てられる「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」には含まれませんが、見舞金等の名称で支払を受け取る金品であっても、雑損控除又は災害減税法による税金の軽減免除の適用対象となる資産(以下「対象資産」といいます。)の損失の金額を補てんする目的で支払われるものについては、「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」に含まれることとなります。

なお、次の①又は②に掲げるものは、「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」に含まれるものとして取り扱われます(所基通51-6、72-6)。

- ① 損害保険契約又は火災共済契約に基づき被災者が支払を受ける見舞金
- ② 資産の損害の補てんを目的とする任意の互助組織から支払を受ける災害見舞金

(2) 個人が災害義援金を支出した場合

災害救助法の適用区域の被災者のために、日本赤十字社や新聞・放送等の報道機関等の募金団体が災害義援金の募集を行った場合において、その募金団体に拠出した災害義援金が最終的に地方公共団体が組織する災害義援金配分委員会等に対して拠出されることが募金趣意書等において明らかにされているものであるときは、その災害義援金は国等に対する寄附金に該当します(所基通78-5)。

したがって、個人が災害義援金を支出した場合、その支出した金額について寄附金控除の対象となります(所法78)。

なお、寄附金控除を受けるためには、寄附したことを証する書類を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

この寄附したことを証する書類は、例えば、次のものが該当します。

- ① 県災害対策本部や義援金配分委員会等が発行する受領証
- ② 日本赤十字社等が発行する受領証又は募金団体の預り証
- ③ 郵便振替で支払った場合の半券(受領証)(その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限ります。)
- ④ 銀行振込みで支払った場合の振込票の控え(その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限ります。)

※ ③、④の場合、募金要綱、募金趣意書、新聞報道、募金団体のホームページの写しなど、義援金を振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料を、その半券(受領証)やその振込票の控えと併せて確定申告書に添付又は確定申告書提出の際に提示してください。

なお、日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座、中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」及び「大地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」口座への寄附金については募金要綱等は不要です。

6 大震災に関する諸費用の取扱い

(1) 災害損失特別勘定への繰入額の必要経費算入

大震災により被災事業資産の修繕等のために、平成 24 年 1 月 1 日から同年 3 月 11 日(災害のあった日から 1 年を経過する日)までの間に支出すると見込まれる修繕費用等の見積額を平成 23 年において災害損失特別勘定に繰り入れた場合には、その繰り入れた金額を平成 23 年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます(諸費用通達 2～5)。

(注 1) 被災事業資産とは、①個人の有する棚卸資産及び事業所得等を生ずべき事業の用に供する固定資産(契約により賃借人が修繕等を行うこととされているものを除きます。)、②個人が賃借をしている資産若しくは販売等をした資産で契約によりその個人が修繕等を行うこととされているもの、③山林で災害により被害を受けたものをいいます。

(注 2) 事業所得等とは、不動産所得(不動産等の貸付けが事業として行われているものに限ります。)、事業所得及び山林所得をいいます。

イ 災害損失特別勘定への繰入対象となる修繕費等の額

災害損失特別勘定への繰入対象となる修繕費等は、被災事業資産の修繕等のために要する費用で、平成 24 年 1 月 1 日から同年 3 月 11 日(災害のあった日から 1 年を経過する日)までに支出すると見込まれる次の①から④に掲げる費用(以下「修繕費用等」といいます。)の見積額です。

なお、修繕費用等について、保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの(以下「保険金等」といいます。)により補てんされる金額がある場合には、その金額の合計額を控除した残額が対象になります。

- ① 被災事業資産の取壊し又は除去のために要する費用
- ② 大震災により生じた土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用
- ③ 被災事業資産の原状回復のための修繕費(所得税基本通達 37-12 の 2((災害の復旧費用の必要経費算入))に定める被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含みます。)
- ④ 被災事業資産の損壊又はその価値の減少を防止するために要する費用

(注 1) 法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できない場合には、修繕等の工事に着手できることとなる日から 1 年を経過する日までの修繕費等の見積額とすることができます。

(注 2) 所得税基本通達 51-2 の 2((有姿除却))の適用を受けた資産については、上記①及び②に掲げる費用に限り災害損失特別勘定の繰入れの対象とすることができます。

(注 3) 平成 24 年 1 月 1 日以後に支出した修繕費用等の額につき、前記第 1、3(4)被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等のイからハの適用を受けて、平成 22 年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入したものは、繰入れの対象とすることができません。

ロ 災害損失特別勘定の総収入金額算入

被災事業資産に係る修繕費用等の額として、平成24年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入した金額については、その必要経費に算入した金額に相当する災害損失特別勘定の金額を取り崩し、平成24年分の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入します。

また、平成24年12月31日において災害損失特別勘定の残額がある場合には、その残額を平成24年分の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入します。

ハ 修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の総収入金額算入の特例

被災事業資産に係る修繕等がやむを得ない事情により平成24年12月31日までに完了しなかったため、同日において災害損失特別勘定の残額を有している場合には、平成25年1月4日までに所轄税務署長に延長確認申請書を提出し、その確認を受けることで、その修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分まで、その取崩しを延長することができます。

(2) 災害損失特別勘定を設定した場合の被災事業用資産の損失の金額の計算

所得税法第70条第2項に規定する被災事業用資産の損失の金額に係る純損失の繰越控除の適用に当たり、平成23年分において災害損失特別勘定に繰り入れた金額は、同条第3項に規定する「被災事業用資産の損失の金額」に含まれます。よって、平成24年分以後の各年分の1月1日において災害損失特別勘定の金額を有している場合には、その各年分において被災事業資産に係る修繕費用等の額として、事業所得等の金額の計算上必要経費に算入した金額（保険金等により補填された金額がある場合には、その金額の合計額を控除した残額をいい、被災事業用資産の損失の金額に該当する部分の金額に限ります。）の合計額からその年分の1月1日における災害損失特別勘定の金額を控除した残額がその年分における被災事業用資産の損失の金額となります。

(3) 損壊した賃借資産等に係る補修費の取扱い

賃借資産（賃借をしている土地、建物、機械装置等をいいます。）につき修繕等の補修義務がない場合においても、大震災による被害による損壊について、その資産の原状回復のための補修を行い、その補修のために要した費用については、事業所得等の金額の計算上必要経費に算入することができます（諸費用通達9）。

なお、事業所得等の金額の計算上必要経費に算入した補修のために要した費用に相当する金額につき、賃貸人から支払を受けた場合には、その支払を受けた日の属する年分の事業所得等の金額の計算上、総収入金額の額に算入します。

修繕等の補修義務がない賃貸をしている又は販売をした資産につき補修のための費用の額を支出した場合においても、同様です。

（注1）この取扱いにより修繕費として取り扱う費用の額は、災害損失特別勘定の繰入れの対象とはなりません。

（注2）その個人が、その修繕費の額として、事業所得等の金額の計算上必要経費に算

入した金額に相当する金額につき貸貸人等から支払を受けた場合には、その支払を受けた日の属する年分の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入します。

平成 23 年 6 月 21 日追加

第2 予定納税額の減額申請、源泉徴収の徴収猶予

所得税法の雑損控除や災害減免法による税金の軽減免除は、最終的には、翌年の確定申告で精算されますが、大震災が発生した後に納期限の到来する予定納税や給与所得者の源泉所得税などについて、確定申告の前にその減額又は徴収猶予などを受けることができます。

○ 予定納税額の減額申請

6月30日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として7月15日までに第1期分及び第2期分の減額を申請してください(所法111①)。

○ 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など

次のいずれにも該当するときは、所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができます(災免法3の2)。

- ① 住宅や家財に受けた損害額がその価額の2分の1以上であること
- ② その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下であること

なお、上記①及び②に該当しない場合であっても、損害額がその年の所得金額の10分の1を超えるなど雑損控除の適用があると見込まれるときは、その雑損失の金額に対応する源泉所得税が徴収猶予されます。

【手続】

イ 徴収猶予

災害を受けた日以後、最初に給与の支払を受ける日の前日までに勤務先を經由して、徴収猶予の申請書を所轄する税務署長に提出してください(災免令4)。

(注1) 大震災による住宅・家財について甚大な被害を受けたことから災害減免法の規定により平成23年分の給与等・公的年金等・報酬料金等について源泉所得税の徴収猶予の適用を受けていた方が、震災特例法の規定により大震災により生じた損失の金額を平成22年分において雑損控除の適用を受けるための確定申告書、修正申告書(以下「確定申告書等」といいます。)を提出した場合、又は平成22年において雑損控除の特例の適用を受けるために更正請求書を提出した方が更正を受けた場合には、その提出日又はその更正に係る更正通知書の送達があった日において平成23年の給与等・公的年金等・報酬料金等について受けていた徴収猶予は終了することとされています。

(注2) 大震災による損失額を平成22年分の所得税で雑損控除の適用を受けた場合において特例雑損失の金額が生じ、平成23年分以後の年分において繰越控除の適用を受けることができるようなときは、引き続き平成23年分の給与等・公的年金等・報酬料金等についての源泉所得税の徴収猶予の適用を受けることができます場合があります。

ロ 還付

還付申告書に、還付を受けようとする税額が徴収済みである旨の勤務先の証明書を添えて、所轄する税務署長に提出してください(災免令5)。

第3 納税の猶予

大震災により、財産に相当の損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な納税者については、申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り、国税の全部又は一部の納税を猶予することができるかとされています(通法46)。

イ 損失を受けた日に納期限が到来していない国税

- ① 損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税……納期限から1年以内
 - ② 所得税の予定納税や消費税の中間申告分……確定申告書の提出期限まで
- (注)①、②とも災害のやんだ日から2か月以内に申請することが必要です。

ロ 既に納期限の到来している国税で一時に納付することができないと認められる国税……1年以内

第4 申告・納付などの期限の延長

大震災により、国税に関する申告・納付などをその期限までにすることができないと認められる場合には、所轄の税務署長等は、その理由がやんだ日から2か月以内に限り、申告・納付などの期限を延長することができるかとされています(通法11)。

これには、地域指定による場合と個別指定による場合があります。

イ 地域指定

平成23年3月15日付国税庁告示第8号により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に国税の納税地を有する方に係るもの(その方の納付すべき国税に係る期限については、その国税の納税地がその前記地域にあるものに限り、)で、その期限が平成23年3月11日以降に到来するものについては、その期限が延長されています。

(注) 延長される期限は、別途指定されることとなります。なお、青森県及び茨城県の方については、その期限が平成23年7月29日とされ、また、岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域の方については、平成23年9月30日とされ、さらに、岩手県及び宮城県の一部の地域の方については、平成23年12月15日とされました。

※ 詳しくは最寄りの税務署におたずね下さい。

ロ 個別指定

イの地域指定されていない場合、納税地を所轄する税務署長に対し、災害等のやんだ日から相当の期間内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出すれば、税務署長等が指定した日(災害等のやんだ日から2か月以内)まで期限が延長されます。

なお、申請書の提出に代えて、申告等を行う際に申告書等の余白に「大震災により被害を受けたため、申告書の提出期限及び納付期限の延長を申請する。」旨を付記して提出しても差し支えありません。

(注) 「災害等のやんだ日」とは、申請者に特別な事情がある場合を除いて、客観的に見て、個別指定の期限延長の申請をした方が、申告・納付等の行為をするのに差し支えないと認められる程度の状態に復した日となりますが、例えば、交通の途絶があった場合には、交通機関が運行を始めた日などになります。

平成 23 年 12 月 27 日改訂